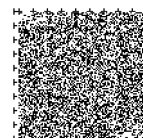
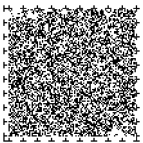


第 4 章

計画事業





1 重点課題・重点事業

基本理念に基づき、次の3項目を重点課題・事業として位置づけ、推進を図ります。

(1) 相談支援体制の構築

障がいのある人が自己決定により、自分に合ったサービスを受けるためには、障がいのある人の増加や様々な障がいに対応できる総合的な相談支援体制を構築することが求められています。

こうしたことから、障がい者総合サポートセンターを中心として、関係機関がその役割を分担しつつ緊密に連携していきます。

また、障がいのある人がサービスを利用する際には、計画相談支援の果たす役割が重要です。制度のさらなる周知を行い、利用の促進を図っていきます。

今後増加が見込まれるサービス利用者に対応できるよう、相談支援事業者や人材の確保・育成、質の向上等に取り組み、相談支援事業の充実を図ります。

重点事業

☆障がい者総合サポートセンターの運営・充実

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者権利条約の締結、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定等、障がいのある人の人権を擁護するための法律の整備が進み、障がいの有無にかかわらず、全ての人の基本的人権が尊重される社会の実現が強く求められています。障がいのあることを理由とする差別の解消に向けて、関連する法律や制度の周知等に積極的に取り組んでいくことが重要です。

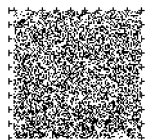
特に、障がいのある人が、日常生活や社会生活を送る上で障がいとなるものを取り除くという「合理的配慮」の重要性について、区民や事業者、行政、関係機関に認識と理解を広めていくことが必要です。

さらに、障がいのある人への虐待については、虐待防止に関する知識の普及を図るとともに、関係機関によるネットワークを強化し、その予防や早期発見、支援、加害者への対応まで含めて、総合的な支援体制を構築していきます。

重点事業

☆合理的配慮の推進

☆障がい者差別解消のための啓発活動の推進



(3) 暮らしを支えるサービスの充実

障がいのある人が、障がいの種類や程度に応じて、必要なサービスを受けながら地域で自分らしく暮らすことのできる社会の実現が求められています。特に、乳幼児から高齢期まで全ての年代において、ライフステージの変化に応じて、障がいのある人への切れ目の無い支援を行うための仕組みを構築していくことが重要です。

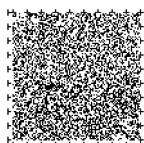
こうしたことから、各種サービス提供体制の充実を図るとともに、関係する支援者の知識と技術の向上を図ります。

また、障がいのある人が地域の中で、自立し、安心して生活できるよう、グループホームの整備を推進する等、暮らしの場の確保に取り組むほか、特別支援学校の卒業生等の受け入れ先となる通所施設（特に生活介護）、既存の障がい者施設の建て替え等による定員増及び多機能化への検討を行います。

さらに、高齢化、親なき後を見据えて地域での暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する人に対する支援を充実させるため、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ、地域生活支援拠点等の整備を図っていきます。

重点事業

☆地域生活支援拠点等の整備



＜計画事業表の見方＞

第4章では、分野別の体系図とそれぞれの基本目標に基づき、主要課題・施策の方向性を設定し、具体的な計画事業を掲載しています。

計画事業表の見方は、以下のとおりです。

＜計画事業表＞

事業	2	自立支援協議会の活性化	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	障がい者(児)が、自らが望む生活を送るための支援をするため、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行い、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む。			
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> • 全体会 3 回開催。 • 専門部会（5 部会）各専門部会とも、10 回ずつ実施。 • こども部会の新設。 • 運営会議 2 回開催。 • 研修会 3 回（地域資源評価開発部会、防災部会、相談支援部会） • 「協議会だより」の発行。 		<ul style="list-style-type: none"> • 全体会 年 3 回 • 専門部会 月 1～2 回 • 運営会議 年 3～4 回 • 協議会活動の情報発信 • 個別支援会議の定例開催 • 地域における各分野での支援ネットワークの有機的な運営 • 地域課題を抽出する仕組みづくりの検討 • 部会主催の研修等の実施 • サポートセンター開設後の協議会との関わりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> • 専門部会等の継続実施 • 協議会の組織・運営方法等の見直し • サポートセンターにおいて、各分野の支援ネットワーク相互の連携を推進 • 地域移行に係る課題への取組 • 部会の公開など、開かれた協議会としての取組 • 都及び他区協議会との連携の検討 	

■区分

新規事業であるか継続事業であるかを記載しています。「*」のついている継続事業は、この計画において新規の計画事業と位置付け、進捗状況等の把握を通して、より一層の充実を図ります。

■所管

この計画事業を中心となって推進していく担当部局を記載しています。

■計画内容

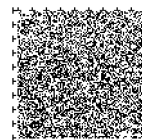
この計画事業の具体的な計画内容を記載しています。

■事業目標

この計画事業における取組の目標を記載しています。

■取組状況

平成 25 年度、平成 26 年度の取組状況（平成 26 年度は見込数を含む）を記載しています。



2 基本目標1

障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります

主要課題（1）

相談支援体制の構築

現状と課題

障がいのある人が、身近なところで気軽に相談できる体制づくりが求められています。障がいのある人が地域で暮らしていくためには、困ったときに頼りになる相談先があることが何よりも重要です。

現在、障がいのある人は増加傾向にあることに加え、発達障がいや高次脳機能障がいなど、様々な障がいのある人への支援が求められています。

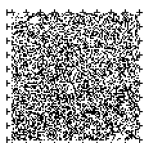
そのために、高度な専門知識を有する専門家から、日常の問題を気軽に相談できる相手まで、多様な相談先を確保する必要があります。

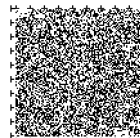
今後の展開

生涯を通じて高度な専門性を発揮して障がいのある人の生活をサポートする障がい者総合サポートセンターの運営・充実を図っていきます。障がい者総合サポートセンターでは、大田区の相談支援の中核として、関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

また、福祉用具アドバイザーを配置し、個々のニーズに応じて、福祉用具の購入支援や情報提供を行います。オーダーメイド型福祉用具製作事業にも取り組んでいきます。

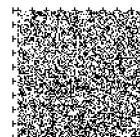
さらに、大田区自立支援協議会の活性化を通じて、地域と行政が連携して課題解決に取り組むとともに、障害福祉サービス従事者に対する研修の充実や相談員の活動支援の充実を図ることで、地域における相談支援体制を構築していきます。

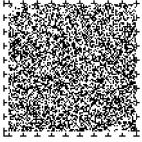




施策の方向性① 相談支援の充実

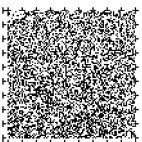
事業	1	障がい者総合サポートセンターの運営・充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者総合サポートセンターにおいて、障がい者（児）自らが生涯にわたって望む生活を支援し、総合的にサポートする事業を推進していく。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度			平成 26 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 7 月に、工事に着手それに先立ち地元住民に対し工事説明会を実施 運営体制を区立区営、一部業務委託とし、プロポーザルにて（社福）東京都知的障害者育成会を選定 平成 26 年 2 月に、建設中途でのユニバーサルデザイン点検会を試行で実施 基幹相談支援センターを中心とした相談支援部門のあり方と地域福祉課との連携について、庁内にて作業部会を 5 回開催 他区の基幹相談支援センター見学 自立支援協議会等との連携・協議 各障がい者団体との連携・協議 音訳者、点訳者、手話通訳者との連携・協議 市区町村障害者虐待防止センター業務を継続 障がい者虐待に関係する福祉施設等従事者向け研修を開催 			<ul style="list-style-type: none"> 竣工 開設準備 障がい者虐待防止についての理解啓発の推進 開設（平成 27 年 3 月） 	
平成 27 年度～平成 29 年度			<ul style="list-style-type: none"> 事業の本格実施 相談支援部門の充実 障害者相談支援の充実 特定/一般相談支援事業の充実 基幹相談支援センターの充実 障害者虐待防止センターの充実 人材育成事業の推進 地域交流支援部門の充実 B 型センター機能の充実 声の図書室の安定的な運営 生産活動支援事業の充実 障がい関連情報コーナーの効果的な運営 就労支援部門の充実 就労移行支援事業の充実 就労定着支援のさらなる充実 就労支援ネットワーク事業の推進 居住支援部門の充実 機能訓練事業の充実 生活訓練事業の充実 高次脳機能障がい者に対する支援の推進 発達障がい者に対する支援の推進 （仮称）オーダーメイド型福祉用具製作、利用促進事業の実施 サポートセンター増築工事部分の設計、工事と、事業内容の検討 （仮称）サポートセンター交流行事の実施 聴覚障がい者に対するトータルな支援体制の構築 	





事業	2	自立支援協議会の活性化	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者(児)が、自らが望む生活を送るための支援をするため、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行い、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体会 3 回開催 ・専門部会（5 部会）各専門部会とも、10 回ずつ実施 ・こども部会の新設 ・運営会議 2 回開催 ・研修会 3 回（地域資源評価開発部会、防災部会、相談支援部会） ・「協議会だより」の発行 		<ul style="list-style-type: none"> ・全体会 年 3 回 ・専門部会 月 1～2 回 ・運営会議 年 3～4 回 ・協議会活動の情報発信 ・個別支援会議の定例開催 ・地域における各分野での支援ネットワークの有機的な運営 ・地域課題を抽出する仕組みづくりの検討 ・部会主催の研修等の実施 ・サポートセンター開設後の協議会との関わりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会等の継続実施 ・協議会の組織・運営方法等の見直し ・サポートセンターにおいて、各分野の支援ネットワーク相互の連携を推進 ・地域移行に係る課題への取組 ・部会の公開など、開かれた協議会としての取組 ・都及び他区協議会との連携の検討 	

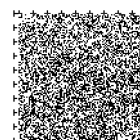
事業	3	ピアカウンセリングの実施支援	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		ピアカウンセリングによる相談や情報提供など、障がい者に対する支援を行う。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・小グループ懇談会の実施 内部障がい（参加者 12 名） 肢体不自由（参加者 14 名） 視覚障がい（参加者 36 名） 発達障がい（参加者 14 名） 知的障がい（参加者 60 名） ・障がい者総合サポートセンターとの連携について、運営委託先の大田区障害児者自立支援の会理事会に参加し、意見交換を行った ・相談スキル向上のための研修会の実施 ①「傾聴について」 ②「コミュニケーション力を磨く」 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談スキル向上のための研修の実施 ・障がい者総合サポートセンターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターにおいて、登録ピアカウンセラーとのピアカウンセリングを実施 ・現行の内部、肢体、聴覚、視覚、発達、知的に加えて、精神、高次脳、重症心身のピアカウンセリングを行う。 ・小グループによる相談会を障がい種別ごとに実施 ・相談スキル向上のためにピアカウンセラー向けの研修会を実施 	



施策の方向性② 人材育成・人材活用

事業	4	ケアマネジメント能力の向上	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障害福祉サービス従事者のケアマネジメント能力の向上を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 区内事業者等を対象とした研修を年3回実施 ①「精神障がいを抱えた方への対応」（参加者 68 名） ②「大田区で目指す相談支援体制とは～本人を中心としたケアマネジメントの実践」（参加者 47 名） ③「福祉職員交流研修会」（参加者 46 名） 年間実施予定をホームページにて周知 		<ul style="list-style-type: none"> 区内事業者等を対象とした研修を年3回実施（大田区自立支援協議会との一部共同開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 区内事業者等を対象とした研修を年3回実施 障がい者総合サポートセンターにおいて、大田区における障害福祉人材を体系的に育成するために、研修計画を策定し、研修を実施 	

事業	5	身体障害者・知的障害者相談員の活動推進事業	区分	継続*
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動を支援し、地域の相談体制の充実を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
/		/		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員（26 名）知的障害者相談員（19 名）と障がい者総合サポートセンターとの連携 身体障害者相談員、知的障害者相談員研修を実施し、相談スキルの向上を図る。 身体障害者相談員、知的障害者相談員と地域福祉課の懇談会を実施



現状と課題

地域において障がいのある人が、社会の一員としてその尊厳を重視され、自分らしく暮らすことができるためには、日々の暮らしの中での自己決定を支援するとともに、障がいがあることが理由で差別を受けることなく暮らしていける仕組みを構築する必要があります。障害者権利条約、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等、障がいのある人の人権を擁護するための法律や制度等の周知を図ることが重要です。

障がいのある人が自分で決められることは自分で決め、援助が必要な部分は援助者に補ってもらうことで、自らの権利を適切に行使できるよう、成年後見制度等の利用支援を推進することも重要です。

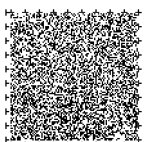
障がいのある人に対する虐待は、家庭、職場、学校など、社会生活の様々な場面において行われる恐れがあり、その内容も、身体的なものに限らず、心理的、経済的、性的、放置・放任など様々です。その潜在的な可能性を認識し、人々の意識に訴えかけ、虐待を未然に防ぐための取組が強く求められています。

さらに、障がいのある人に対しては、その障がいの種類や程度に、最も適切な対応ができるよう、職員の窓口での対応、説明方法の工夫、書類手続きへの支援等、様々な合理的配慮を行っていくことが重要です。

今後の展開

平成 28 年度からの障害者差別解消法の施行に向けて、対応要領の作成等、合理的配慮の推進に取り組んでいくとともに、区民向け講演会等を実施し、障がいのある人に対する差別や偏見の解消に取り組んでいきます。

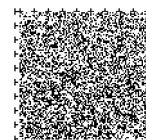
障がいのある人もない人もお互いの人権を尊重し、地域で自分らしく安心して生活していくことができるよう、障がい者虐待の防止や成年後見制度の利用を促進します。



施策の方向性① 差別の解消

事業	6	合理的配慮の推進	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		障害者差別解消法の施行により区に求められる合理的配慮に基づく施策を国の指針等に基づき推進していく。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
		<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の概要及び合理的配慮について、職員研修を実施 	(平成 27 年度) <ul style="list-style-type: none"> 国の指針等を確認、区における対応要領を検討 庁内向け説明会 法施行に向けた準備を行う。 (平成 28 年度) <ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法施行 区の対応要領に基づき、施策を実施する。 区の対応状況を点検し、大田区自立支援協議会等に情報提供し、必要な改善を図っていく。 (平成 29 年度) 継続実施	

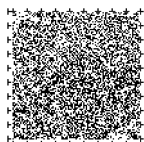
事業	7	障がい者差別解消のための啓発活動の推進	区分	継続*
			所管	障害福祉課 福祉管理課
事業目標		講演会等を通じて、区民と区内事業者を対象に、障がい者差別解消に向けた理解・啓発を図っていく。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校での福祉教育の推進 障がい理解：障がい当事者による講話と疑似体験等（30 校 2,685 人） 		<ul style="list-style-type: none"> 小中学校での福祉教育の推進 障がい理解：障がい当事者による講話と疑似体験等（29 校 1,980 人） 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の開催 障がい理解：障がい当事者による講話と疑似体験等（蒲田東地区、新井宿地区、糀谷地区） 大田区地域福祉計画推進シンポジウムの開催 	(平成 27 年度) <ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターと連携して講演会等効果的な啓発活動を検討 小中学校の福祉教育の推進 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の開催 (平成 28 年度) <ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターと連携して講演会等を実施する アンケート等により意識調査を実施 調査結果等について、大田区自立支援協議会等に情報提供していく。 小中学校の福祉教育の推進 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の開催 (平成 29 年度) 継続実施	



施策の方向性② 障がい者の権利擁護の推進

事業	8	障がい者虐待の防止	区分	継続*
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者の虐待防止、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護及び支援、養護者に対する支援を行い、障がい者の権利を擁護する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
				<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターに虐待防止センターを設置し、早期発見・早期解決等の虐待通報への対応を行う。 障がい者虐待防止パンフレットを発行し、啓発を行う。 障がい者虐待防止研修を実施し、虐待を未然に防止する環境を整備する。

事業	9	成年後見制度利用支援の充実	区分	継続
			所管	高齢福祉課 障害福祉課
事業目標		大田区社会福祉協議会「成年後見センター」と連携し、成年後見制度の利用を促進することにより、高齢者や障がい者が地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう支援する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 「成年後見制度の利用支援に関する連絡会」での情報交換・情報収集 各地域福祉課で申立人がいないケースについて、区長による審判の申し立ての事務を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の周知 申立て支援の充実 成年後見人等の確保 		<ul style="list-style-type: none"> 「成年後見制度の利用支援に関する連絡会」での情報交換・情報収集 窓口における成年後見制度の周知 区長による審判の申し立ての事務を実施 各相談業務における成年後見制度の周知



現状と課題

障がいのある人が、地域の中で自分らしく生活していくためには、地域の人々と交流し、支え合っていくことが重要です。

また、障がいのある人が豊かで潤いのある生活を送るため、スポーツ活動やレクリエーションなど社会への参画を促進することが求められています。

こうした活動を広げるには、障がいのある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

特に、重度の障がいや重複した障がいのある人、視覚や聴覚に障がいのある人にとっては、参加を支援するための環境づくりが必要です。

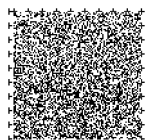
今後の展開

障がいのある人が地域での交流や学習、文化、スポーツ等の様々な活動に参加し、潤いのある充実した生活を送れるよう、様々な活動への参加を支援していきます。

また、「しょうがい者の日のつどい」を、より多くの人を楽しめるイベントとするために開催方法等について検討します。

さらに、障がい者総合サポートセンターにおいて交流事業を実施し、障がい者相互の交流や、高齢者や子どもなどを含めた幅広い世代の区民とのふれあい・交流を促進します。

そして、障害者福祉強調月間の行事や福祉施設まつりを通じて、地域における交流を深め、障がいのある人もない人もともに支え合う地域社会の実現を目指します。

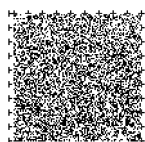


施策の方向性① 地域との交流の充実

事業	10	大田区しょうがい者の日のつどい・ 障害者福祉強調月間の実施	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		障がい者への理解を深めるための啓発活動を進める。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> しょうがい者の日のつどい 10月の第3日曜日に大田区総合 体育館で開催（参加者 3,800 名） 障害者福祉強調月間 10月に文化展とパネル展を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンター における交流事業としょうがい 者の日のつどいを併せての検討 しょうがい者の日のつどいの実 施 しょうがい者巡回パネル展の実 施 しょうがい者文化展の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉強調月間におけるしょうが い者巡回パネル展・しょうがい 者文化展の実施 しょうがい者の日のつどいの実 施 しょうがい者の日のつどいの今 後のあり方について検討 	

事業	11	障がい者総合サポートセンター交流事業の実施	区分	新規
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		地域住民や近隣の関係機関と協働した交流事業を実施して、障がいのある人もない人も共に交流し障がいに対する理解を促進する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
/		/		<ul style="list-style-type: none"> （仮称）サポートセンター交流 事業の実施（年 1 回、11 月の予 定） 交流事業の実施にあたり、近隣 の関係機関と協議 交流事業で実施するイベントを 通して、2020 年の東京オリン ピック・パラリンピック大会に 向けた気運醸成を図る。

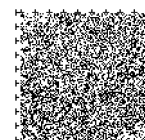
事業	12	福祉施設まつりの実施	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		障がい福祉施設において園祭を開催し、地域との交流を図るとともに障がいにつ いての相互理解を深める。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 15 施設で実施 （2 施設は台風のため中止） 		<ul style="list-style-type: none"> 17 施設で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 17 施設で実施 	



施策の方向性② 学習・文化・スポーツ等の促進

事業	13	余暇活動機会の充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター 都市基盤管理課 矢口特別出張所
事業目標		成人を対象に充実した余暇活動や仲間とレクリエーションを楽しむ場を提供する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 従来型たまりば事業の実施 47 回（通年） 講座型たまりば事業の試行 7 回（通年） 利用者主催イベントの実施 青年学級 2 学級実施 		<ul style="list-style-type: none"> 青年学級 2 学級実施 たまりば事業の実施 障がい者総合サポートセンターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流支援部門における余暇活動事業の充実 自主グループの立ち上げ・活動支援 青年学級の安定的な運営 就労支援部門におけるたまりば事業の充実 従来型の実施の継続 講座型の本格実施（地域交流部門との連携を検討・実施） 利用者主催イベントの実施の継続 多様な障がいを対象とする講座を検討・実施 区立プール利用料の減免拡充 	

事業	14	障がい者スポーツ教室	区分	継続*
			所管	国際都市・多文化共生推進課
事業目標		障がい者を対象にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
水泳教室 1 教室 9 回		水泳教室 1 教室 9 回	（平成 27 年度） 継続実施 （平成 28 年度） 継続実施 （平成 29 年度） 継続実施	



3 基本目標2

障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります

主要課題（1）

暮らしを支えるサービスの充実

現状と課題

障がいのある人が、地域で自分らしく安心して生活していくためには、障がいの種別や程度に応じて、適切な障害福祉サービスを受けられることが重要です。

また、障がいのある人にとって、日中の創作的活動や生活訓練等の場となる施設に通所することは、生活能力を伸ばすとともに、変化のある充実した生活を送る上で大切です。

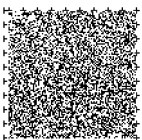
障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、グループホーム等の暮らしの場を整備していくとともに、施設や病院から地域生活へ移行していくための支援を充実させていく必要があります。

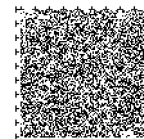
今後の展開

障がいのある人が日中活動を行う施設に対する需要を把握し、計画的な施設整備を図ります。

また、障がいのある人が日々の生活を自分らしく過ごすことができるよう、障害者総合支援法における障害福祉サービス等をはじめとした居宅生活支援の充実を図るとともに、障害福祉サービス等の中心的な担い手となる福祉サービス事業者に対する介護技術支援等を通じて、質の高い安定的なサービスの提供を図る取組も併せて行っていきます。

そして、障がいのある人の高齢化や、親元からの自立を希望する人に対応し、「親なき後」を見据えて地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等の暮らしの場や地域生活支援拠点等を整備していきます。



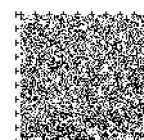


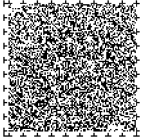
施策の方向性① 日中活動支援の充実

事業	15	施設（日中活動事業）の整備・充実	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		様々な障がい特性によるニーズに対応した施設サービスや、日中活動の場を提供するための施設整備を図る。		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 前年度実施の需要予測に基づき、特別支援学校高等部卒業生等の利用調整を実施 上記需要予測を最新の情報に基づき修正し、次年度以降の利用調整について検討 まごめ園の運営支援 		<ul style="list-style-type: none"> 施設利用需要調査の中長期的観点による実施 調査を踏まえた利用定員、受け入れ体制等の推進 	（平成 27 年度） 拡充 （平成 28 年度） 拡充 （平成 29 年度） <ul style="list-style-type: none"> （仮称）下丸子通所施設開設 上池台障害者福祉会館の機能拡充 	

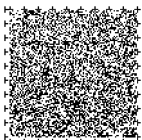
事業	16	指定管理事業のモニタリング実施	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		指定管理者が運営する区立障がい者施設の管理・運営状況を、モニタリングを通じて検証し、適切なサービス提供を図るための指導・監督を行う。		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 7施設がモニタリングを実施 		<ul style="list-style-type: none"> 区立民営施設で実施サイクルに従い計画的、継続的に実施（8施設） 	<ul style="list-style-type: none"> 区立民営施設で実施サイクルに従い計画的、継続的に実施 	

事業	17	地域活動支援センターの運営支援	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		夜間や休日等を含めた相談、情報の提供、障がい者同士や地域住民との交流の場の施設として充実が図られるよう運営を支援する。		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター（地域活動支援センターⅠ型） 2か所 利用登録者数：625名 延利用者数：40,599名 相談件数：15,217名 生活サポート事業利用者数：39名 地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型） 11か所 利用者数：延 38,386名 相談件数：延 598名 生活サポート事業利用者数：延 908名 		<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター、地域活動支援センターを運営する事業者に対して、運営費の一部を補助 地域生活支援センター（地域活動支援センターⅠ型） 2か所 地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型） 11か所 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター、地域活動支援センターを運営する事業者に対して、運営費の一部を補助 	





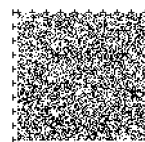
事業	18	高次脳機能障がい児・者への支援の充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター 新蒲田福祉センター 上池台障害者福祉会館
事業目標		高次脳機能障がいに対する理解を深めるための啓発を推進するとともに、障がいの特性に応じた支援を推進する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度			平成 26 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練の実施 高次脳機能障がい者への心理職員による認知訓練の実施 東京工科大学との連携による高次脳機能障がいのある利用者を対象にしたリハビリテーションプログラム（試行） 手帳がない高次脳機能障がい者の訓練体験受入れ（試行） 医療機関及び相談機関と行政による高次脳機能障害者連絡会開催 3 回 東京都心身障がい者福祉センター主催高次脳機能障害者支援連絡会（2 回）及び研修会（3 回）に参加 区報に機能訓練利用者募集記事掲載 区ホームページ障害者の支援に高次脳機能障害者支援普及啓発掲載 普及啓発用ポスター及びパンフレット作成、相談窓口・出張所等に掲示及び配布 高次脳機能障害者支援講演会の実施（参加者 85 名） 区南部圏域高次脳機能障害者支援普及事業（荏原病院主催）の連絡会及び症例検討会に参加 高次脳機能障害サポーター養成講座の開催運営に協力 軽度外傷性脳損傷理解啓発パンフレット作成及び配布 			<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練の実施 障がい特性に応じた訓練プログラムの構築と提供 医療機関等、関係機関との連携の強化 医療・保健・福祉のネットワーク構築に向けた連絡会の実施 区報等による啓発及び訓練機関の周知 高次脳機能障がい者のための相談支援体制の充実 講演会の実施 障がい者総合サポートセンターとの連携 	
			平成 27 年度～平成 29 年度	
			<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練・生活訓練の充実 障がい特性に応じた訓練プログラムの構築と提供 障がい者総合サポートセンターの生活訓練で、身体障害者手帳のない高次脳機能障がい者に対応 手帳がない高次脳機能障がい者の訓練体験受入（試行）継続 医療機関等、関係機関との連携の強化 医療・保健・福祉のネットワーク構築に向けた連絡会の実施 パンフレット、区報等による啓発及び支援機関の周知 高次脳機能障がい児・者のための専門的な相談支援体制の充実 支援者の育成、スキルアップのための研修等の実施 学齢期の高次脳機能障がい児や担当教師・保護者等への相談・支援体制の整備 在宅の高次脳機能障がい者等への訪問支援の実施 高次脳機能障がい者の就労系サービスへの受け入れ支援 地域での居場所づくりの促進 東京都心身障がい者福祉センター及び区南部圏域高次脳機能障害者支援普及事業との連携 	



事業	19	福祉サービス第三者評価の受審	区分	継続
			所管	福祉部 こども家庭部
事業目標		サービス提供者の質の向上、利用者に対するサービス選択の一助とするため、区が行う福祉サービスについて第三者評価を受審するとともに、民間事業者等の受審を促進する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 受審状況：6施設 		<ul style="list-style-type: none"> 区立施設 各施設の受審サイクルに従い計画的、継続的に受審（5施設） 民間事業所 区施設に準じて受審を勧奨する。 		<ul style="list-style-type: none"> 区立民営施設 受審サイクルに従い計画的、継続的に受審 民間事業所 区施設に準じて受審を促進 民間事業所との連携を強化しながら、受審勧奨をする。

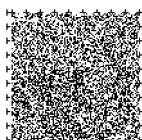
施策の方向性② 居宅生活支援の充実

事業	20	福祉サービス事業者への介護技術支援・介護人材育成・介護定着支援	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		<p>介護保険事業所で障害福祉サービスに参入していない事業所に対し、障がい特性に応じた介護についての研修会を実施することにより、障害福祉サービスへの参入を促進し、質の高い安定的なサービスの提供を図る。</p> <p>福祉サービス事業者に対し、介護人材育成・定着のための支援を実施し、職員が安心して就労できる環境づくりを推進し、質の高いサービスの安定的・継続的な提供を可能とする体制の構築を支援する。</p>		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス未参入の介護保険事業者を対象として、介護技術指導研修を実施 「障がい者介護技術養成研修」（参加者なし） 福祉サービス事業者を対象として、介護技術指導研修を実施 「障がい者人材育成・定着支援研修」（参加者8名） 「福祉職員交流研修会」（参加者46名） 		<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス未参入の介護保険事業者を対象として、介護技術指導研修を実施 福祉サービス事業者を対象として、介護技術指導研修を実施（年2回） 		<ul style="list-style-type: none"> 区立通所施設（生活介護）で、2日間の実地研修を実施 実施方法の再検討 障がい者総合サポートセンターにおいて、大田区における障害福祉人材を体系的に育成するために、研修計画を策定し、研修を実施



事業	21	手話通訳者・点訳者の育成	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		聴覚・視覚障がい者のコミュニケーション支援の充実のため、手話通訳者・点訳者の養成を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者及び点訳者の養成のための講習会を大田区社会福祉協議会に委託して実施 手話講習会を実施（初級・中級・上級、各 40 回） 通訳養成課程を実施（昼の部・夜の部 各 15 回） 点訳講習会の実施（全 11 回の講習会を年 2 回） 		<ul style="list-style-type: none"> 手話講習会 初級、中級、上級、 通訳養成課程 点訳講習会（初級） 		大田区社会福祉協議会に委託して下記の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> 手話講習会 初級・中級・上級（昼の部・夜の部） 各定員 50 名、各 40 回実施 通訳養成課程（昼の部・夜の部） 各定員 15 名、各 15 回実施 点訳講習会（22 回の講習） 定員 30 名、年 1 回実施

事業	22	短期入所事業の充実	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		事業者及び障がい者団体との連携によって短期入所事業の充実を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 区内の指定事業者に対し、運営費等の補助（2 か所） 障がい者団体への運営費等の補助（2 団体） 		<ul style="list-style-type: none"> 区内の指定事業者に対し、運営費等の補助 障がい者団体への運営費等の補助 		<ul style="list-style-type: none"> 区内の指定事業者に対し、運営費等の補助 障がい者団体への運営費等の補助 地域生活支援拠点等の整備を通じた短期入所事業の充実

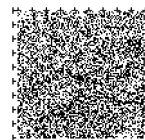


事業	23	緊急一時保護事業の充実	区分	継続*
			所管	障害福祉課
事業目標		保護者又は家族の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者を家庭・施設等で保護する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦 306 名 区に登録した介護人が家族に代わって介護（家庭委託） 登録障がい者 411 人 委託回数 12,518 回（特別介護人派遣） 登録障がい者 429 人 契約事業者 7 か所 派遣泊数 2,860 泊 		<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦で実施 区に登録した介護人が家族に代わって介護（家庭委託、特別介護人派遣） 	<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦で実施 区に登録した介護人が家族に代わって介護（家庭委託、特別介護人派遣） 緊急一時保護の登録介護人名簿の整理 	

施策の方向性③ 暮らしの場の確保

事業	24	グループホーム等の暮らし場の整備	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		地域で自らが望む生活を送るための施設として、グループホーム等の整備を支援する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 都の補助金を活用せずにグループホームを2か所開設 		<ul style="list-style-type: none"> 2か所のグループホーム整備費補助の継続（平成 26 年度は1か所着工） 	<ul style="list-style-type: none"> 2か所のグループホーム整備費補助の継続 	

事業	25	自立生活訓練施設の運営支援	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		自立生活訓練を通じて、円滑な地域生活への移行のための場を整備する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦の緊急一時保護事業の利用者に対して居宅介護事業所と連携し、特別介護人を派遣 つばさホーム前の浦から通所施設までの移動支援を提供 		<ul style="list-style-type: none"> 様々な障がい特性に応じた自立生活訓練機能の充実 居住支援ネットワークの形成に向けての検討 障がい者総合サポートセンターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な障がい特性に応じた自立生活訓練機能の充実 居住支援ネットワークの形成に向けての検討 障がい者総合サポートセンターとの連携 宿泊型自立訓練施設の整備を検討 	

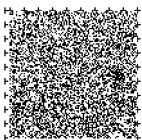


施策の方向性③・④ 暮らしの場の確保・地域生活移行支援の充実

事業	26	地域生活支援拠点等の整備【後掲】	区分	新規
			所管	障害福祉課
事業目標		障がい者の高齢化、「親なき後」を見据えて地域での暮らしの安心感、親元からの自立を希望する者に対する支援のため、地域生活支援拠点等を整備する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
			(平成 27 年度) ・地域生活支援拠点等整備に向けた検討・準備 (平成 28 年度) ・地域生活支援拠点等整備に向けた検討・準備 (平成 29 年度) ・地域生活支援拠点等の整備	

施策の方向性④ 地域生活移行支援の充実

事業	27	地域移行支援コーディネート体制の整備	区分	継続
			所管	障害福祉課
事業目標		地域活動支援センター I 型事業所に地域生活移行コーディネーターを配置し、精神障がいのある人が退院して地域生活を始める際の準備とその後の生活支援を行う。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人プシケおおたに業務委託してコーディネーターを 1 名配置 ・各地域健康課、各地域福祉課及び保健衛生課・障害福祉課で、精神障がい者地域生活安定化支援調整会議を開催（3 回） 		<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターによる事業推進 ・地域生活安定化支援調整会議の充実 ・地域生活を継続していくための支援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターによる事業推進の充実 ・地域生活安定化支援調整会議の充実 ・地域移行に係る区関係機関及びコーディネーターの連携による支援体制の充実 	



現状と課題

障がいのある人が自分らしく働けることは、社会的・経済的に自立するための大切な条件です。

そのためには、障がいのある人の希望と適性に応じた就労へと導くことが重要です。

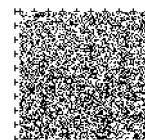
また、障がいのある人が就労を続けていくために、職業研修、就労先の開拓だけでなく、定着支援、相談支援等、就職後のフォローから、さらには生活全般への支援も必要であり、就労と生活を総合的に支援する事業を推進していくことが重要です。

今後の展開

それぞれの障がいの特性に合わせた適切な就労へと導くため、これまで培ってきた大田区の就労支援のネットワークをさらに発展させ、障がいのある人の一般企業等への就労を促進していきます。

また、多様なニーズに応じた相談支援を行うとともに、仕事の技能や職場のルールやマナーを身につけ、一般企業等への就職の第一歩となる職場体験実習の機会を拡大していきます。

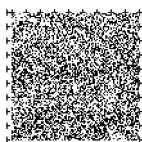
そして、就職後も、安定して就労を継続していくため、生活支援を含む就労定着支援体制を強化していきます。



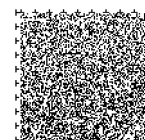
施策の方向性① 就労支援の充実

事業	28	就労支援ネットワークの充実	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		障がい者の就労を促進するために、公共職業安定所、特別支援学校、就労支援事業等、労働、教育、福祉の関係機関で構成するネットワーク会議を開催し、各機関間の連携により障がい者の一層の就労促進を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 就労促進担当者会議の開催（身体・知的障がいのネットワーク会議 年 12 回 参加事業所 36） 精神障がいの就労支援部会の開催（精神・発達・高次脳機能障がいのネットワーク会議 年 10 回 参加事業所 17） ネットワーク事業の開催（年 6 回 参加者 878 名） 就労担当者セミナー（1 回 参加者 52 名） 就労者激励会（1 回 参加者 435 名） 就労促進懇談会（1 回 参加者 115 名） 精神障がい者体験実習報告会（1 回 参加者 70 名） 事業所見学会（3 回 参加者 54 名） 就労促進講演会（1 回 参加者 152 名） 		<ul style="list-style-type: none"> 就労部会の開催（多様な障がいのネットワーク会議 年 10 回） 就労促進担当者会議の開催（身体・知的障がいのネットワーク会議 年 12 回） ネットワーク事業の充実（年 6 回） 就労者激励会（8 月） 就労セミナー（9 月） 就労促進懇談会（11 月） 精神障がい者体験実習報告会（1 月） 事業所見学会（1～2 月） 就労促進講演会（3 月） 		<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク会議の充実についての検討をし実施する。当面は、自立支援協議会の就労支援部会と就労促進担当者会議の継続 多様な障がいに応じたネットワーク事業を検討・実施

事業	29	就労定着支援事業の推進	区分	継続*
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		区内外の就労支援事業所、生活支援事業所、特別支援学校、公共職業安定所等と連携して就労の定着を促進していく。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
/		/		<ul style="list-style-type: none"> 就労者の離職を抑制し、定着を促進 雇用後のジョブコーチの活用 たまりば事業の充実【再掲】 定着支援量の調査 増え続ける定着支援に対応するシステムの検討・実施



事業	30	多様な障がいに応じた就労促進支援事業の推進	区分	継続
			所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標		精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者や難病患者等多様な障がいに応じた就労促進支援事業の充実を図り、ネットワークを活用して就労を促進する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 新規就労相談 212 人（前年度より 25%増加） 精神・発達・高次脳機能障がいの職業評価（61 回 153 名） 精神障がいの就労支援部会の開催（精神・発達・高次脳機能障がいのネットワーク会議）（年 10 回 参加事業所 17）【再掲】 精神障がい者体験実習報告会（1 回 参加者 70 名）【再掲】 企業体験実習の実施 75 件（通年） 短期実習 34 名（20 社） 10 日間以上の実習 14 名（14 社） 障害者委託訓練への参加 8 名 精神障がい者の職場体験実習 19 名（7 社） 公共機関での体験実習の実施 126 名（通年） 障害福祉課 50 回 蒲田地域福祉課・子育て支援課 7 回 		<ul style="list-style-type: none"> 就労相談の充実 多様な職業適性評価実習の推進 自立支援協議会と連携した就労支援ネットワークの推進 企業実習の推進 年 80 件（委託訓練を含む） 公共機関での体験実習の参加者・機会の開拓 	<ul style="list-style-type: none"> 新規就労を促進する。 雇用前のジョブコーチの活用 離職者の再就職を促進 多様な職場開拓の充実 多様なニーズに対応する相談支援機能を強化 多様な障がいの相談対応 地域福祉課、地域健康課や生活福祉課等との連携の促進 多様な職業適性評価の充実 体験実習の推進 企業実習の拡大 公共機関実習の拡大 体験実習の参加や受け入れを促進する制度を検討・実施 多様な働き方の状況を調査し、 情報提供を検討・実施 	



現状と課題

障がいのある人が地域で健康な生活を送るためには、必要な時に安心して受けられる医療の提供や保健相談の充実が求められています。

特に、難病患者は疾病の原因が不明であり、治療法も未確立であることから、難病に対する不安や医療費の負担など患者・家族の心理的、経済的負担は大きいのが現状です。

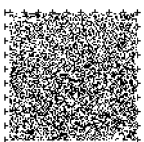
また、精神障がいのある人では、精神疾患の症状の悪化のため受診が困難になり、さらに症状が悪化して日常生活が困難になるという悪循環に陥ってしまうことがあります。

このため、障害福祉サービスの充実を図るとともに、保健・医療の支援体制の充実を図ることが重要です。

今後の展開

難病患者への支援の充実のために、庁内ネットワークの構築や難病講演会の実施等に取り組んでいきます。

また、精神障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らせるよう、アウトリーチ支援等の充実を図っていきます。



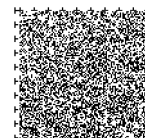
施策の方向性① 精神障がい者への支援の充実

事業	31	精神障がい者への支援の充実	区分	継続*
			所管	保健所
事業目標		<p>思春期から高齢期まで、様々なこころの問題について、専門医による精神保健福祉相談や保健師による相談を実施し、必要な人には治療の勧奨を行い、支援の充実に図ります。</p> <p>また、生活福祉課ケースワーカーや訪問看護ステーションNs・ケアマネージャー・ヘルパーなど必要に応じて、関係機関の他職種と同行訪問するなどのアウトリーチ支援の充実を目指します。</p>		
		取組状況	計画内容	
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度
		<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談 103 回 保健師家庭訪問 1,549 回 (延) 保健師所内相談 2,703 回 保健師電話相談 8,780 回 保健師その他の相談 315 回 保健師関係機関連絡 5,904 回 	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談 保健師家庭訪問 保健師所内相談 保健師電話相談 保健師その他の相談 保健師関係機関連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談 保健師家庭訪問 保健師所内相談 保健師電話相談 保健師その他の相談 保健師関係機関連絡

施策の方向性② 難病患者への支援の充実

事業	32	庁内ネットワークの構築	区分	新規
			所管	保健所
事業目標		在宅療養生活の支援を充実するために、庁内におけるネットワークづくりを実施します。		
		取組状況	計画内容	
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度
			<ul style="list-style-type: none"> 関係部署と密に連携をとりながら、ネットワークづくりのための準備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> (仮称) 難病対策庁内連絡会を検討

事業	33	難病講演会の実施	区分	継続*
			所管	保健所
事業目標		講演会を実施し、難病患者及びその家族の療養生活支援の充実を目指します。		
		取組状況	計画内容	
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度
		<ul style="list-style-type: none"> 1 回実施 「神経難病とリハビリテーション～日常生活の工夫で生活改善」 	<ul style="list-style-type: none"> 1 回実施 「パーキンソン病講演会～あきらめないパーキンソン病の治療！！最新医療の現状」 	<ul style="list-style-type: none"> 年 1 回実施



現状と課題

障がいを早期に発見し、適切な発達支援へと結びつけることで、子どもの成長発達を促し、地域で暮らしていくための基礎的な力を伸ばすことが可能になります。

そのため、適切な支援が受けられる環境づくりを進めるとともに、家族の精神的な負担を軽減できるよう支援体制を整備していくことが重要です。

また、教育の分野においては、障がいのある子ども及び障がい児教育に対する理解を深め、障がい特性に配慮した教育を推進し、支援体制の充実を図っていく必要があります。

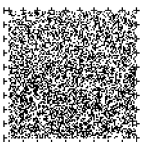
障がいのある子どもの個性や能力を育むには、一人ひとりの障がいの種別に応じた幼児教育や保育を行っていくことも必要であり、障がいのある子どもと保護者の希望に応じて、適切な保育を受けられるように体制づくりを進めていく必要があります。

今後の展開

子どもの発達状況に合わせた適切な支援を充実させていくとともに、家族に対する心のケアも含めた相談支援を推進していきます。

また、特別支援教育や就学相談等を充実させることで、それぞれの子どもが障がいの有無にかかわらず、適切な教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでいきます。

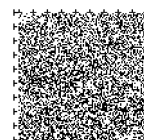
さらに、保育所等において、障がい児の受け入れ体制を整備し、障がいの有無にかかわらず、適切な子育て支援が提供できるようにしていきます。



施策の方向性① 発達支援・教育の充実

事業	34	発達支援の推進	区分	継続
			所管	わかばの家
事業目標		発達に遅れやその疑いのある就学前の乳幼児に、早期に発達支援を行い基本的な生活能力の育成と集団生活への適応能力を高めるとともに、家族への相談支援を行う。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 相談事業 相談件数 575 件 初回面接 392 名 援助事業 園訪問等件数 254 名 講演会参加者数 283 名 発達支援・訓練事業 外来訓練数 524 名 自由来館数 1,453 名 子育てサロン利用数 1,373 名 アフターケア事業 卒園児 58 名、保護者 66 名の参加 		<ul style="list-style-type: none"> 相談及び療育支援の推進 発達相談事業 計画相談事業 療育事業 児童発達センター（単独通所） 発達支援事業（親子通所） 外来訓練事業 自由来館事業 子育てサロン事業 アフターケア事業 援助事業 園訪問等 講演会開催（区民向け、職員向け） 関係機関との連携 		<ul style="list-style-type: none"> 相談事業 発達相談事業 計画相談事業 療育・発達支援事業 児童発達センター（単独通所） 発達支援事業（親子通所） 外来訓練事業 自由来館事業 子育てサロン事業 アフターケア事業 地域支援事業 園訪問等 講演会開催（区民向け、職員向け） 関係機関との連携（障がい者総合サポートセンター他）

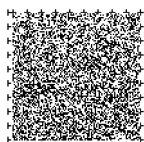
事業	35	就学相談	区分	継続
			所管	教育センター
事業目標		本人の将来を見据え、関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等）との連携を緊密にし、障がいの種類や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学、通級の相談を行う。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 就学相談説明会（4回開催） 電話及び面談等での就学相談（1,484 件） 就学支援委員会（53 回開催） 		<ul style="list-style-type: none"> 就学相談説明会（年 4 回） 就学相談（随時電話及び面談） 就学支援委員会（年 50～60 回開催） 		<ul style="list-style-type: none"> 就学相談説明会（年 4 回） 就学相談（随時電話及び面談） 就学支援委員会（年 50～60 回開催）



事業	36	心身障がい児の放課後活動への支援	区分	継続
			所管	障害福祉課 子育て支援課
事業目標		放課後の生活を豊かにし、日常の関わりを通じて社会性を養うことを目的として、心身障がい児（小・中・高校生）の放課後活動施設の運営を支援する。 また、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所が、区内で安定した事業の継続が行えるよう支援する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 放課後活動施設（地域活動支援センター）の運営支援 3か所 放課後等デイサービス事業所 区内9か所（多機能型を含む） 		<ul style="list-style-type: none"> 放課後活動施設の運営支援の継続 放課後等デイサービスを含めた関係機関との連携強化。 児童発達支援地域ネットワーク会議の開催 事業運営に関する情報提供や開設相談の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 放課後活動施設の運営支援の継続 放課後等デイサービスを含めた地域ネットワーク会議の開催 事業運営に関する情報提供や開設相談の実施

事業	37	特別支援学校との連携	区分	継続
			所管	学務課 指導課 教育センター
事業目標		学校特別支援員の適正な配置を行うとともに、教育・福祉・医療・相談・就労等各関係機関が一体となって、一貫した支援体制の構築を目指す。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談の実施 副籍制度の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談の実施 副籍制度の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談の実施 副籍制度の推進

事業	38	特別支援教育に関する教員の資質の向上	区分	継続*
			所管	学務課 指導課
事業目標		東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画における特別支援教室の実施に向けて、特別支援学級担当教員の指導力向上を図るとともに、通常の学級における全ての教職員を対象に発達障がい児への指導・支援についての実践力を高める。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育関連研修の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室指導内容の検討 特別支援教育関連研修の充実 		（平成 27 年度） <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室小学校全面実施に向けたモデル校による指導内容の検証 （平成 28 年度～） <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室指導内容の充実 特別支援教育関連研修の充実

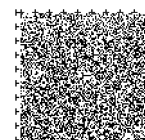


事業	39	特別支援学級等の充実	区分	継続*
			所管	学務課
事業目標		知的障がい、発達障がい等の特別な支援が必要な児童・生徒に対して、個に応じた指導の充実を図り、能力を伸長させることのできる特別支援教育を推進する。		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級設置 知的障害特別支援学級 小学校 12 校、中学校 7 校 難聴通級指導学級 小学校 2 校 中学校 1 校 弱視通級指導学級 小学校 1 校 言語障害通級指導学級 小学校 3 校 情緒障害等通級指導学級 小学校 9 校 中学校 3 校 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級・特別支援教室開設準備 	(平成 27 年度) <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級開設 知的障害特別支援学級 小学校 1 校、中学校 1 校 言語障害通級指導学級 小学校 1 校 情緒障害等通級指導学級 中学校 1 校 特別支援教室小学校全面実施に向けた特別支援教室モデル事業を、平成 27 年度実施 小学校 3 グループ 9 校 (平成 28 年度～) <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室区内小学校全校実施 	

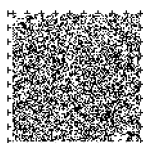
※特別支援教室については、東京都教育委員会の方針により変更されることがあります。

施策の方向性② 保育の充実

事業	40	統合保育の充実	区分	継続*
			所管	保育サービス課
事業目標		児童の望ましい発達を促すため、医師及び心理士による統合保育巡回相談を実施し、保育園及び保護者の支援の充実を図る。		
取組状況		計画内容		
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 小児神経科医師による巡回相談：15 回 心理士による巡回相談：135 回 		<ul style="list-style-type: none"> 小児神経科医師による巡回相談：16 回 心理士による巡回相談：155 回 要支援児への支援の継続 保護者への子育て相談の継続 巡回相談後のフォローアップ 新規開設園の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談回数の増加 認可外保育施設への支援 新規開設園の支援 要支援児、要配慮児への支援 	



事業	41	学童保育室での要支援児の受け入れ	区分	継続*
			所管	子育て支援課
事業目標		学童保育を必要とする要支援児童の受け入れを進め、障がい児支援の充実を図る。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
平成 25 年 4 月 1 日現在 ・学童保育室受け入れ施設数 72 施設（うち、4 年～6 年までの受け入れ施設数 4 施設） ・受入児童数 92 人（うち、4 年～6 年までの受け入れ人数 11 人）		・平成 26 年度より受け入れ施設数増 平成 26 年 4 月 1 日現在 ・学童保育室受け入れ施設数 74 施設（うち、4 年～6 年までの受け入れ施設数 10 施設） ・受入児童数 94 人（うち、4 年～6 年までの受け入れ人数 19 人）		・1 年から 6 年までの受け入れを全施設で行う。



4 基本目標3

障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

主要課題（1） 安全・安心体制の確保

現状と課題

全ての人が地域で安全・安心に暮らしていくためには、災害時の協力・支援体制の構築や防犯への取組が必要になります。

災害の被害を最小限に抑えるためには、災害時の即応体制を整備するとともに、障がいのある人を含む区民の災害への適応力を高めていくことが重要です。

また、障がいのある人を含む、自力では避難することが困難な要配慮者の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会・町会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。

そのため、地域社会での連携を強めるとともに、避難支援者や防災ボランティアを育成するなど、地域防災力を高めていくことが必要です。

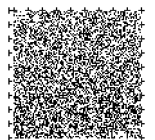
今後の展開

大規模災害に備えて、防災市民組織や自治会・町会などと協力し、避難や救出・救護体制の整備を図ります。

災害時には、自助はもちろん、相互支援による助け合いが重要となるため、講習会等を通じて、災害時相互支援意識の普及啓発に取り組んでいきます。

また、災害時における要配慮者支援の充実を図るとともに、障がいのある人に対する特別な配慮や環境を備えた福祉避難所の体制を整備し、万一の場合の避難生活を不安なく過ごせるようにしていきます。

さらに、障がいのある人が地域で安全・安心に生活できるように、振り込め詐欺や消費者トラブル等の防止に向けて啓発活動を推進するとともに、地域の関係機関との協力体制を整備していきます。



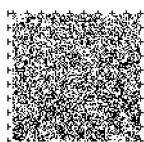
施策の方向性① 災害時相互支援体制の整備

事業	42	災害時における要配慮者支援の推進	区分	継続
			所管	地域力推進部 福祉部 保健所 こども家庭部
事業目標		災害時における要配慮者支援の方法や関係機関との連携方法などの普及に努め、支援組織の拡充を図ります。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 名簿登録者数：4,768 名 新たな障がい者手帳の取得時に個別に登録勧奨を実施 自立支援協議会の防災部会において、防災訓練（池上地区の防災を考える会発災時体験訓練、糎谷地区一斉防災訓練、大田区総合防災訓練（池上地区））へ参加し、地域への啓発を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿の更新 災害時要援護者名簿未登録者への登録勧奨 防災支援組織の拡充 自立支援協議会による総合防災訓練等への当事者の参加 	（平成 27 年度） 継続実施 （平成 28 年度） 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿未登録者への登録勧奨（隔年実施） （平成 29 年度） 継続実施	

※災害対策基本法が改正されたことにより、「要配慮者」という用語が新たに定義されました。また、大田区において従前から取り組んできた「災害時要援護者名簿」については、現在のところ名前を変えずに取組を進めています。

事業	43	災害時支援ボランティアの確保	区分	継続*
			所管	防災課 障害福祉課
事業目標		災害時要援護者名簿を活用した支援を充実させるため、福祉関係者や地域ボランティアによる人材確保を進めるなど体制整備を図ります。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
			<ul style="list-style-type: none"> 大田区社会福祉協議会等を通じた支援者の確保 災害時協力協定による支援者の確保 	

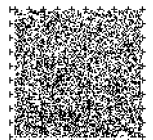
事業	44	災害時相互支援意識の普及啓発	区分	継続*
			所管	防災課 障害福祉課
事業目標		災害時に相互支援による助け合いができるよう、講習会や防災講話などの機会を通じて、災害時の相互支援意識の普及啓発に努めます。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
			<ul style="list-style-type: none"> 災害時における要配慮者をテーマとした講習会での啓発 	



事業	45	福祉避難所の体制整備	区分	継続
			所管	防災課 障害福祉課
事業目標		災害時、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所について体制を整備する。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所（区立 14 施設）に備品（車椅子用トイレ、ガス発電機、介護用担架、階段避難車）を配備し、全福祉避難所対象に使用講習会を開催 民立 2 施設（まごめ園、のぞみ園）と福祉避難所として協定を締結し、備蓄品配備のための補助金を交付（各施設 1,000,000 円） 福祉避難所運営マニュアルの見直しを実施 池上地区総合防災訓練において、学校避難所から福祉避難所（区立新井宿福祉園）への誘導訓練及び福祉避難所の公開（備蓄品の展示、避難スペースの体験など）を実施（参加者 35 名） 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所設営訓練実施に向けた体制整備 福祉避難所備蓄品の配備等支援 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所設営訓練実施に向けた体制整備 福祉避難所備蓄品の配備等支援 障がい者総合サポートセンターを中心として、区内の福祉避難所との連携強化を図る。 	

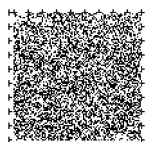
施策の方向性② 防犯対策の充実

事業	46	啓発活動の推進	区分	新規
			所管	防災課
事業目標		振り込め詐欺等の傾向や具体的な手口及びその防止策などについて啓発活動を行い、被害に遭わないようにしていきます。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度～平成 29 年度	
/		/	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施設等への出張講話 しょうがい者の日のつどいや福祉施設まつりなど、イベントでのチラシ等配布 区民安全・安心メールへのご家族を含めた登録推奨 	



施策の方向性③ 消費者トラブルの防止・救済

事業	47	消費者トラブル防止体制の推進	区分	新規
			所管	消費者生活センター
事業目標	地域の関係機関と連携し、情報共有を図り、消費者トラブルの未然・拡大防止に努めます。			
取組状況			計画内容	
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度～平成 29 年度
				<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携推進 ・関係機関及び支援者への啓発推進 ・地域の見守り体制の充実



主要課題（2）

福祉のまちづくり

現状と課題

障がいのある人が社会のあらゆる分野に参加するために、様々なバリアを取り除いていくことが求められています。

そのためには、従来のバリアフリーの視点に加え、全ての人にやさしく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた、福祉のまちづくりを進めていくことが課題です。

今後の展開

障がい当事者などの区民の声を反映させることで、施設や設備等のバリアフリー化を推進し、福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

施策の方向性① ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

事業	48	地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動	区分	継続*
			所管	福祉管理課
事業目標		UDパートナーによる道路、公園、建物などの点検活動を通じて、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。		
取組状況			計画内容	
平成 25 年度			平成 26 年度	
平成 27 年度～平成 29 年度				
<ul style="list-style-type: none"> ・UDパートナー合同点検の実施（12か所） ①だれでもトイレ表示灯 ②蘇峰公園（整備後） ③平和島周辺地区 ④だれでもトイレドアスイッチ ⑤洗足池公園（整備後） ⑥補助44号線（整備後） ⑦萩中公園（整備後） ⑧六郷図書館（整備前） ⑨六郷保育園（整備前） ⑩池上梅園（整備後） ⑪六郷地域力推進センター（整備後） ⑫障がい者総合サポートセンター（建設中） ・UDパートナーの参加者（累計）：293人 			<ul style="list-style-type: none"> ・UDパートナー合同点検の実施 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・UDパートナー合同点検の実施 	

